

○土屋委員長 次に、宮川伸君。

○宮川委員 立国社の宮川伸でございます。よろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の件ですけれども、今拡大をしており、そして国民生活に大変大きな影響が出ております。先ほどから御議論があったように、例えば、マスクやアルコールに関しては不足をしている。そういった中で、高額転売だとか買占め、あるいは抱き合わせの販売、そういったことが行われて問題になっていたわけでありましてけれども、ほかの商品も含めて、やはり、消費者、国民にしっかりと物資が届くように取り組んでいかなければいけないと思います。

消費者庁の担っている役割は大きいと思いますが、大臣、この問題について御意見をいただけますでしょうか。

○衛藤国务大臣 消費者庁としては、マスクの問題、この転売等は、二月の終わりぐらいから経産省とも話をし、そして、転売禁止の方向で、自粛方向でプラットフォームに話をするとかいうことでやってきまして、そういう中で、私どもとしてやっと、国民生活安定緊急措置法の適用を受けて、十五日からは法的にこれが転売禁止できるというぐあいになって、その規制等を強めるということについて努力してきたところでございます。

そういうような形として努力を今後とももっと強く進めていかなければいけないというぐあいに思っております。

そういう意味で、必要な物資が皆さんに届くための取組、あるいは不当表示や悪質商法による消費者被害の防止、そして新型コロナウイルス感染症対策に伴う未利用食品の有効活用とか、あるいは中国産輸入原材料食品の供給不足を踏まえた食品表示基準の弾力的運用などに取り組んできたところでございますので、さらに、私ども、この取組を関係省庁とも連携をとりまして、消費者や市場の状況を注視しながら、必要となる施策に機動的に取り組んでまいりたいというぐあいに思っております。

○宮川委員 国民生活にできる限り大きな影響が出ないように、政府、与野党一丸となって取り組んでいければというように思います。

さて、このコロナウイルスの影響で、確定申告が行われていたましたが、この期限が延長されていたりしております。今こういった税務処理が行われていることもありますので、少しこの軽減税率の制度に関して議論ができればというように思っています。

今いろいろ声が聞こえてきますが、やはり、事業者さんの方ですが、事務作業が非常にふえてしまった、書類が物すごいふえてしまった、その割には税の最後の額が余り変わらないというような声も聞いております。

きょう、財務省の方から井上政務官にいらしていただいておりますが、依然、事業者等から、この軽減

税率、本当にやめてほしいという声が根強く聞こえてきているわけでありますが、実際に今動いている中で、どのように、政務官、お考えでいらっしゃいますでしょうか。

○井上大臣政務官 御質問ありがとうございます。

軽減税率制度については、消費税引上げに伴いまして低所得者対策として設けられたものであると、まず御理解いただければというふうに思います。ほぼ全ての国民が毎日購入している飲食品等の税率を八％に据え置いている、もう皆さん方御存じのとおりだというふうに思います。これ自体が買物の都度の痛税感の緩和を実感できるとともに、低所得者ほど収入に占める消費負担の割合が高いという、いわゆる消費税の逆進性が緩和できるという利点で設けられた制度であります。

軽減税率制度については、引き続き、今の状況もありますけれども、状況を注視しつつ、制度が十分に理解できるように周知、広報に努めていきたいというふうに思っています。

○宮川委員 改めて、今、事業者さん、税理士さん、本当に作業量がふえたということで御苦労されているということをお認識いただければと思います。

きょうは消費者特なので、この軽減税率を消費者側の立場から見ていきたいなというふうに思います。

消費者にとってみましても、何が八％で何が一〇％なのか、どういう場合八％なのか、本当にわかりにくい制度だというように、制度が始まってからもつくづく思います。御承知のとおり、今キャッシュレス・ポイント還元制度もあるので、三％、五％、六％、八％、一〇％、実質的に税率が五段階にも分かれていて、本当にわからないという声をさんざん私も選挙区内から聞いているところであります。

私は、やはり税というのは、シンプルで、納税する人がちゃんと理解できるような制度になっているべきだというふうに思いますが、きょうちょっとお配りした資料がありますけれども、一枚めくっていただいて、二枚目に、いろいろなもの、八パーか一〇パーか、これは商品はどうかというような紙をつけています。

これはよくマスコミで言われているので、簡単なものなので、衛藤大臣、見ればほとんどわかるんじゃないかというふうに思いますが、私は自分の選挙区で、いろいろな方にクイズみたいな形で、これは何％だと思いますかと聞いたりしています。だけれども、やはりいまだに必ずしも全員が正確に答えられる状況ではないという、そのぐらいなかなかわからない状況だということだというふうに思います。

そういった中で、例えば、お店が八％と一〇％と税率を間違えて売ってしまう、若しくは故意にこの税率を変えて売ってしまう、そういったようなことが起こった場合に、消費者が自分で気がつかない、自分で気がつくということ以外に何らか消費者を守るようなシステム等があるのでしょうか。消費者庁、お答えいただけますか。

○高島政府参考人 お答えを申し上げます。

消費者庁では、消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するために、便乗値上げの情報相談窓口を設置いたしております。この窓口におきまして、軽減税率に関する相談や情報提供も受け付けているところでご

ざいます。

昨年七月からことしの三月までの間に、軽減税率に関係するものといましては二十件ほどの相談が寄せられております。それに対して適切に御案内するなどの対応をしているところでございます。

御相談の中には、今委員おっしゃられましたように、軽減税率適用の対象への問合せでありますとか、イトインやテークアウトの税率適用に関する御相談も含まれているところでございます。

引き続き、制度の定着に向けまして、必要な周知などに取り組んでまいりたいと考えております。

○宮川委員 やはり、消費者が気がつかないと、消費者がわかっていないと、なかなか守られない状況になっているんじゃないかというように思います。

そういった中で、では、まず最初、消費者が買う段階で、商品を買うときに、その商品が八%のものなのか一〇%のものなのかということが消費者が理解できるかということではありますが、今、総額表示、税込みの表示が基本となっていて、今、移行期間で、まだこうなっていないものもありますが、これから買うときに、一〇%か八%か、買う消費者がわからなくなってしまうんじゃないかというように思います。その辺も、消費者庁として、消費者の立場でどのようにこういうことは考えていらっしゃるのでしょうか。消費者庁、お答えをお願いします。

○小林（渉）政府参考人 お答えいたします。

消費税法上、消費税につきましては、現在、価格を誤認のないように表示するようにしておりますけれども、適用税率の表示までは義務づけられていないということでございます。

どのような税率が適用されるかにつきましてはわかりにくい面があるという御指摘はあるところでございますけれども、支払う総額、実際に支払い額というのが表示されているところで、価格、支払い額について誤認のないようにされているものと承知しております。

○宮川委員 買う人がこれが何%の消費税なのかわからないというのは、やはり私は消費者の立場としてはいかがなものかなと思うんですが、もともと単一税率で一個の税率であれば、総額表示、わかりやすいと思うんですね。だけれども、複数税率、軽減税率をとったからこういうような問題が起こってくるわけで、やはりこの軽減税率の問題がこういう消費者側にもものしかかってきているんじゃないかというように思います。

では、買った後、レシートを見て、八パー、一〇パー、消費者がちゃんと判断できるような感じになっているのか。大丈夫かどうか。消費者庁、お答えいただけますでしょうか。

○高島政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、軽減税率対応のレジが多くの小売店でございますけれども、それであれば、レシートの中に対象税率が記載してある場合が多いと思います。

また、複数税率に対応していないレジ、あるいはレジそのものがないといったような事業者の方におかれましては、必要に応じて、例えば、軽減税率の対象品目である旨などの記載をすることができるような手書きの様式を活用したりというようなことで、事業者の方、さまざまな方法により消費者にお知らせするように対応いただいていると承知しております。

○宮川委員 ですから、今、全部ではない、買うときに八パー、一〇パーわからなくて、買った後も、ちゃんとしたレシートじゃないと八パーか一〇パーかわからない可能性も出てくるかもしれないと。しっかり買ったときにはわかるようにこの区分記載をしていただけるようお願いをしていただければと思います。

でも、依然、レシートを見て八、一〇というふうに区分されていたとしても、自分でどれが八%でどれが一〇%かを理解していなければ、それが正しいかどうか判断ができないというように思います。これをしっかりと消費者保護という点で御認識いただければと思います。

もう一つ、一体資産という、例えばお菓子とおもちゃの一体になったようなものが売られておりますが、これは、消費者は消費税が何%かというのを認識することができるのでしょうか。消費者庁さん、どうやって消費者は認知しているか、教えてください。

○高島政府参考人 お答えを申し上げます。

今お話のございました一体資産についてでございますけれども、原則は、標準税率の一〇%が適用されるということになっております。

二つ条件がございまして、税抜き価格が一万円以下であり、商品の価額に占める割合が、食品がその全体の価額の中に占める割合が三分の二以上、この二つの要件をいずれも満たす場合には、飲食料品の譲渡に当たるということで、全体に軽減税率の八%が適用されるものということになってございます。

商品の適用税率につきましても、個々の事業者でさまざまな工夫がなされているものと承知をしておりまして、例えば、軽減税率の適用がある旨をプライスカードといったような形で記載をしていただいたり、あるいは、適用される税率ごとに商品の陳列を分けるとか、いろいろな工夫をいただいているというふうに承知をしておりまして、引き続き、制度の定着に向けて周知などに取り組んでまいりたいと思っております。

○宮川委員 今、この紙で、3と右上に書いてあるものをお配りしておりますが、一番左、お菓子と怪獣ですけれども、お菓子が多い場合は八%とわかる、怪獣が大きい場合は一〇%とわかる、だけれども、お菓子と怪獣が同じような状況だったら、消費者は買うときに、これは八パーか一〇パーか自分では判断ができないということだというふうに思います。

セットの商品に関しては、私は、消費者は見ても自分では正しいかどうかわからないんじゃないかと思いますが、本当は、今、もう一つ、消費者のイトインの問題もお話したかったんですが、ちょっと時間がなくて飛ばします。

今、衛藤大臣、お話ししてきたように、消費者が、複雑過ぎて、自分が正しく税金を払う形になっているのかどうか、八パーか一〇パーかよくわからない。実際に、商品自体も、それが何パーの商品か消費者がわからないというようなことになっているわけですがけれども、本当に、この軽減税率、消費者にとっていい制度だというふうに大臣は思われますでしょうか。

○衛藤国務大臣 大変お答えしづらい提起でございます。

軽減税率は、できるだけ、やはり、ふだんみんなが使う食品に対して、それを軽減しようという形でやっております。そこに使いやすさ、わかりにくさという問題がありますので、消費者庁としては、ガイドラインの整備だとか、あるいは相談対応とか、やってきたところでございます。

これは、やはり軽減税率は、消費者の痛税感の緩和とか、あるいは直接、税負担を軽減するということによって、ふだんの食品についての税率をできるだけ低くしていく、そして消費が落ちないようにしていくということを目的としてやっておりますので、私どもとしては、こういう中で、関係省庁とも連携をとりながら周知、広報に努めていくという以外に返答のしようはございません。

○宮川委員 今、きょう、軽減税率、消費者の立場でちょっと議論をしたわけですが、もう一度、事業者側にとってみれば、書類が物すごいふえて大変な作業になってしまっているということ。

もう一つ、以前から議論されていますが、逆進性の問題に関しても、この軽減税率というのは、高所得者の人も利するわけだから、逆進性対策も弱いというふうに言われているわけでありまして。我々も含めて、給付付きの税額控除、直接低所得者に給付する若しくは税金を戻すというやり方の方がいいじゃないかということがずっと言われていたわけでありまして、時間も来ています。

井上政務官、改めて、今制度が始まって、今こういう消費者の議論もしました。本当に、この給付付き税額控除の方式よりも軽減税率の方がいいと今でも思われますでしょうか。

○井上大臣政務官 御質問ありがとうございます。

給付付き税額控除についての御質問と、軽減税率についてですけれども、我々は、先ほどお答えさせていただきましたとおり、軽減税率制度をそもそも設けたことには二つあります。それは、一つは消費税の逆進性の緩和、それと、買物の都度の痛税感の緩和、これが大きな目的だったというふうに思っています。

そういう中で、今お話がありましたように、給付付き税額控除の方がいいのではないかという御指摘がありましたけれども、これは、確かに、所得が低い方に焦点を絞った政策としては利点はあるというふうに思っています。ですけれども、その反面、消費税そのものの負担を直接軽減されるものではないですし、それから、消費税を払うときの直接の痛税感を緩和するという感覚にはならないということと、所得や資産の把握が難しい、ここの部分が一番大きな問題だというふうに思っています。

消費税引上げに伴って低所得者の人たちに対して軽減税率を選ばせていただいたのも、こういう痛税感の問題、それから逆進性の問題を考慮して、この制度をとらせていただいたということでもあります。

〔委員長退席、富岡委員長代理着席〕

○宮川委員 今、新型コロナウイルスの問題で、自民党の議員さんの中からも消費税の見直しのような意見も上がっています。改めて、消費者の立場に、消費者特なので、消費者の立場にも立ってこの税のあり方を考えていただければということをお願いして、私の質問といたします。

ありがとうございました。